

飯塚市の条例

『差別の解消を目的とした飯塚市の条例』

飯塚市

部落差別をはじめ

あらゆる差別の 解消の推進に 関する条例

平成28年に、国において、人権を守り差別の解消を目的とした個別の法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行されました。
飯塚市においても、部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、既定の条例を改正し、平成30年4月1日から施行しております。

第1条 (目的)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権意識を高め、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

第2条 (市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

第3条 (市民の責務)

市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

第4条 (相談体制の整備)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

第5条 (教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

第6条 (推進体制の充実)

市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第7条 (実態調査)

市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

第8条 (委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

一人で悩んでいませんか？



『人権相談員』を配置しました(男女各1名)

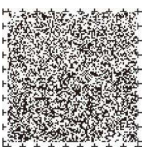
部落差別問題をはじめ、あらゆる差別について人権相談に応じます。訪問による相談も行ないますので、下記までご連絡ください。

☎0948-43-4764

飯塚市 市民協働部 人権・同和政策課 ☎0948-22-5500

いいづかし せいさく じんけん
(飯塚市で制作した人権ポスター)

部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、一人ひとりの
人権が尊重されるまちづくりをさらに進めていきましょう。



差別解消に関する国の法律

「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して施行した、次の三つの法律のことを指します。これらの法律の趣旨を正しく理解し、差別のない社会を実現しましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【障害者差別解消法】

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。
(2016年4月1日施行)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律【ヘイトスピーチ解消法】

この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消を目的としています。(2016年6月3日施行)

部落差別の解消の推進に関する法律【部落差別解消推進法】

この法律は、現在もなお部落差別が存在するため、差別は許されないものという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。(2016年12月16日施行)

新作DVDの紹介

(※プロジェクター等の貸出を行っておりますのでお気軽にご利用ください)

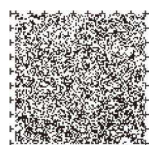
- 言葉があるから(31分)
(無意識の差別～マイクロアグレッション～)
- LGBTsと社会 声に出せないハラスメント(25分)
(性的少数者に対する差別問題)
- STOP!DV(30分)
(様々なハラスメント)
- 部落の心を伝えたいシリーズ番外編
靴下の穴から未来が見えた 上巻・下巻(27分)
(部落差別問題)



©兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会

- 大切なひと(34分) (部落差別問題)

◆ 申し込み TEL 0948-26-1178 FAX 0948-23-7048
人権・同和政策課(立岩人権啓発センター内)



飯塚市の人権問題啓発活動

同和問題啓発強調月間(7月1日～7月31日)

飯塚市では、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」に街頭啓発をはじめ、講演会など各種の啓発活動を行っています。

2024年度は市内各所にて街頭啓発を実施しました。

また、講演会については、市内各交流センター計12か所、DVD「大切なひと」を上映しました。



街頭啓発の様子

【講演会アンケートより】

部落差別の歴史的背景から学ぶ良い機会となりました。ただ知識として学ぶだけでなく、一人ひとりの個を大切にしながら認め合う社会の実現に向けて、日頃からの意識のあり方を改めて考え直す機会となりました。



講演会の様子

飯塚市部落解放研究集会 ～人権フェスティバル～(10月12日)

飯塚市人権教育・啓発推進協議会主催による第52回飯塚市部落解放研究集会は、10月12日(土)に、イヅカコスモスコモンにおいて多数の参加者を迎え開催されました。基調提案後、講師の神田香織さんによる「はだしのゲン」をご講演いただきました。



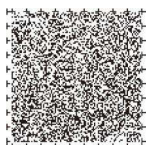
研究集会ポスター

人権・同和問題啓発コーナー展示



イヅカコミュニティセンター1階常設展示コーナーにおいて、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関わるパネルを定期的にテーマを変えて展示しています。

2024年12月2日～2025年1月31日までは、飯塚市内小中学生の人権標語・人権ポスターの展示をおこなっています。



人権について学びませんか？

NPO人権ネットいづかの取組

「NPO法人人権ネットいづか」は、飯塚市より人権啓発事業の委託を受け、各地域・自治会・サークル・企業などに出向き人権問題の学習会や講演会を実施しています。人権問題についての学習等の要望がありましたら、気軽に声をかけてください。地域の交流センターでもNPO人権ネットいづかへのお電話でも結構です。



(Tel.Fax 0948-24-7582)

人権ネットいづかHP

〈こんなことをしています〉

●自治会で

自治会より依頼を受け、希望されるテーマでの人権研修を行っています。近くの公民館などで開催されるので、気軽に参加できます。また、「いきいきサロン」でも実施されています。

●地域で

人権講演会を筑穂、穂波、颯田、庄内、鎮西、立岩、鯉田、幸袋、飯塚東地区でまちづくり協議会との共催や協力で、実施しています。市内各所から幅広い参加があります。

- | | | |
|------------------------|-----------------------|----------------|
| ●穂波：ほなみ人権講座……2回 | ●校区単位講演会……5回 | ●まちづくりとの共催……1回 |
| ●筑穂：人権を考える会「かがやき」……4回 | ●幸袋：まちづくり協議会……1回 | |
| ●庄内：人権ビデオ上映会……6回 | ●颯田：人権を考える会「あおぞら」……3回 | |
| ●鎮西：まちづくりとの共催人権講演会……1回 | ●鯉田：人権推挙主催……1回 | |
| ●立岩：まちづくりとの共催人権講演会……1回 | ●飯塚東地区……1回 | |

●各交流センターで

サークル開講式、各サークル、交流センター職員やまちづくり協議会役員部会員への人権研修を実施。



●全市民対象の講演会

市民を対象に年2回講演会を実施しています。

2024年度・共に生きるとは何か…講師 安田 菜津紀さん 9月20日

・老いに沿う……講師 村瀬 孝生さん 2025年2月15日開催予定

●企業・事業所

飯塚市内の企業・事業所または公的機関の依頼で人権研修を行っています。

